

# 企業局建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱

平成22年7月8日  
企業経第89号

## (趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、岩手県企業局における建設関連業務の委託契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に該当するものを除く。以下同じ。）を締結する場合における条件付一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）の参加者の資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設関連業務 次に掲げる業務をいう。

- ア 測量
- イ 建築関係建設コンサルタント
- ウ 土木関係建設コンサルタント
- エ 地質調査
- オ 補償関係コンサルタント

(2) 条件付一般競争入札 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定に基づき行う一般競争入札の方法をいう。

## (資格基準)

第3条 建設関連業務の委託契約に係る競争入札に参加しようとする者は、あらかじめ建設関連業務の委託契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和58年岩手県告示第1328号。以下「規程」という。）第3条第1項の資格基準に適合すると知事が認める者（以下「資格者」という。）につき規程第6条に基づき作成される現に有効な名簿（以下「建設関連業務競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されていなければならない。

## (建設関連業務の委託契約の締結方法)

第4条 建設関連業務の委託契約は、条件付一般競争入札の方法により締結するものとする。ただし、災害等緊急の場合その他条件付一般競争入札に付することが適当でないと企業局長が認めるときは、指名競争入札の方法により締結することができる。

## (競争入札の参加者の資格及び指名)

第5条 企業局長は、政令第167条の5の2の規定に基づき条件付一般競争入札の参加者の資格を定めようとするときは、知事が定める基準及び別に定める基準により行うものとする。

2 企業局長は、指名競争入札の参加者を指名するときは、当該業務の資格者のうちから行うものとする。

## (指名競争入札の参加者の指名の特例)

第6条 企業局長は、当該業務の性質、規模等に照らし、前条の規定によることが適当でないと認める場合は、建設関連業務競争入札参加資格者名簿に登載された資格者以外の者を指名することができる。この場合において、当該資格者以外の者は、企業局長が別に定めるところにより、資格審査を受けなければならない。

## (競争入札参加者選定委員会)

第7条 企業局長は、次に掲げる場合においては、あらかじめ競争入札参加者選定委員会設置要領

(平成9年4月1日付け岩企総号外)に基づき設置する競争入札参加者選定委員会で審議させるものとする。

(1) 政令第167条の5の2の規定に基づき条件付一般競争入札の参加者の資格を定めようとするとき。

(2) 入札に参加しようとする者について政令第167条の5の2の規定に基づき定められた条件付一般競争入札の参加者の資格の有無を確認しようとするとき。

(3) 指名競争入札の参加者を指名しようとするとき。

(4) その他建設関連業務の委託契約に関し特に必要と認められるとき。

(補則)

第8条 この要綱に定めのない事項は、企業局長が別に定めるもののほか、知事部局(県土整備部)の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年7月8日から施行する。